

仕様書

本仕様書は、大阪市浪速区役所（以下、「本市」という。）が発注する次の業務について適用する。

- 1 業務名称 防犯カメラ取り外し及び取り付け（表示プレート含む）業務委託
- 2 目的 道路照明灯更新等工事を津守工営所が実施するにあたり、更新工事対象の照明灯に浪速区防犯カメラを設置しており、更新工事が実施される令和7年12月19日までに取り外しを行い、更新工事終了予定日の令和8年2月20日の翌日から1週間以内に再設置を行い、街頭犯罪の抑制及び防止を図る。
- 3 取り外し場所 2箇所
 - ・浪速区立葉2-4-6（照明番号：91H 229）別紙1参照
※電源供給は関西電力
 - ・浪速区浪速西2-1-14（照明番号：75H 182）別紙2参照
※電源供給は関西電力
- 4 取り付け場所 1箇所
 - ・浪速区立葉2-4-6（照明番号：91H 229）別紙1参照
※電源供給は関西電力
- 5 作業期間 取り外し：令和7年12月15日～令和7年12月19日
取り付け：令和8年2月21日～令和8年2月28日
- 6 契約期限 令和8年3月6日（金）
- 7 業務内容
取り外し及び取り付け機器
 - ・取り外し○浪速区立葉2-4-6（照明番号：91H 229）

Wi-Fi 接続確認	パスワードにてWi-Fi 接続 ※接続不可の場合はMCB又はELBのON、OFF操作にて再起動
映像確認	ライブ映像の確認 取り外し時のカメラが撮影した映像確認 録画期間（○月○日 00:00～○月○日 00:00）
取り外し	上記項目確認後に照明灯からカメラの取り外し ※取り外したカメラは浪速区役所市民協働課へ搬入すること

○浪速区浪速西 2－1－14（照明番号：7 5 H 1 8 2）※表示プレート含む

Wi-Fi 接続確認	不要
映像確認	不要
取り外し	照明灯からカメラの取り外し ※取り外したカメラは浪速区役所市民協働課へ搬入すること

・取り付け

○浪速区立葉 2－4－6（照明番号：9 1 H 2 2 9）

取り付け	照明灯にカメラの取り付け ※取り付け前に浪速区役所市民協働課へカメラを取りに来ること
Wi-Fi 接続確認	パスワードにて Wi-Fi 接続 ※接続不可の場合は MCB 又は ELB の ON、OFF 操作にて再起動
映像確認	ライブ映像の確認 取り外し時のカメラが撮影した映像確認 録画期間（○月○日 00:00～○月○日 00:00）

8 提出書類

- （１） 契約締結後、速やかに完了までの作業計画（工程表）を提出し、発注者の承諾を得ること。
- （２） 作業完了後、受注者は速やかに業務完了報告書を本市に提出すること。報告書には、防犯カメラが撮影した画像（取り外し時及び取り付け時）及び取り付け後の写真を添付すること。また、業務完了報告書については、契約締結後、受注者より提案し、本市と協議のうえ決定する。

9 そ の 他

- ・本業務において必要となる官公庁等への申請に関する書類（関西電力等）の作成及び申請については、受注者が行うこと。
- ・作業実施に必要な道具及び消耗品は、運搬も含めて全て受注者の負担とする。また、本業務に関し、いかなる場合においても本市に対して、別途費用を請求することはできない。
- ・取り外し及び取り付け作業を実施するにあたり、各カメラの SSID・パスワード（重要情報）及びパソコン、鍵等の点検作業に必要なものについては本市より貸与する。貸与の際は、別紙 3（借用書）を提出すること。
- ・本業務に関係しない防犯カメラの操作や記録媒体の抜き取り、記録映像の閲覧等を行わないこと。また、本業務において知り得た情報に関しては、機密を保持し一切外部に漏らしはならない。
- ・従業員は統一の腕章または胸章等により、従業員であることが識別できるようにすること。
- ・諸物品若しくは建造物等に破損、紛失等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- ・受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理

由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

- ・本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市に確認・協議を行ったうえ、適正に実施すること。
 - ・契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
 - ・大阪市暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例施行規則、不適正な契約事案の再発防止対策における特記事項、職員等の公正な職務の執行に関する条例、再委託に関する特記事項を遵守すること。
- （別紙、特記仕様書のとおり）

10 事業担当

大阪市浪速区役所市民協働課（市民協働）

担当者：古川 電話 06-6647-9979









令和 年 月 日

借 用 書

大阪市浪速区長 様

住 所

会社名

代表者

次のとおり、以下の物品を借用いたします。

- 1 物品名 : ・防犯カメラへの接続用パソコン
・SSID 及びパスワード（重要情報）
・ハウジングの鍵
- 2 借用期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 借用目的 : 防犯カメラ取り外し及び取り付け（表示プレート含む）業務のため
- 4 返却予定日 : 令和 年 月 日
- 5 備考 :

返却日	令和 年 月 日
返却確認者	

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

第 6 条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市浪速区役所総務課（連絡先：06-6647-9977）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること